

泉佐野市塾代等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、又、不登校の児童生徒の学びの場の確保のため、一定の所得要件を設け、市内在住の小学5年生から中学3年生を対象に学習塾、文化・スポーツ教室等とフリースクールの学校外教育サービスに係る費用について各々月額5千円を上限に助成するため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 泉佐野市塾代等助成金 前条に規定する目的を達するために、市から給付する助成金をいう。
- (2) 給付対象児童・生徒 泉佐野市に住民登録されている小学5年生から中学3年生までをいう。ただし、外国人等において本来の学年と異なる学年に通う場合は、本来の通うべき学年において適用する。
- (3) 保護者 児童・生徒と生計を一にし、親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人）をいう。
- (4) 参画事業者 学校外教育サービスを継続的に提供している民間事業者で、本事業の目的に賛同し、第14条に定める要件を満たす者のうち、第16条に規定する登録事業者をいう。
- (5) 運営事業者 泉佐野市長（以下「市長」という。）から本事業の円滑な運営に係る事務の一部を委託された民間事業者をいう。
- (6) 前期 泉佐野市塾代等助成金の給付（もしくは不給付）期間（最長6ヶ月分）のうち4月分から9月分までの期間をいう。
- (7) 後期 泉佐野市塾代等助成金の給付（もしくは不給付）期間（最長6ヶ月分）のうち10月分から翌年3月分までの期間をいう。
- (8) フリースクール 不登校の子どもに対し、学習活動、教育活動、体験活動などの活動を行っている民間の施設

(申請者)

第3条 泉佐野市塾代等助成金（以下「助成金」という。）の申請者は、給付対象児童・生徒の保護者とし、申請時点で泉佐野市に住民登録を有している者とする。

(対象者)

第4条 助成金の給付対象者は、前条の申請者のうち、給付対象児童・生徒と生計を一にする者全員の当該年度の所得（ただし、前期については、前年度の所得）の合計が、同年4月1日現在の生活保護基準の2.22倍以下である者

(助成金の範囲及び額)

第5条 助成金は、参画事業者の提供する学校外教育サービスを第7条の規定において給付対象者として承認された保護者と生計を一にする給付対象児童・生徒（以下「給付の対象となる児童・生徒」という。）本人が受けた場合において、その対価の全部又は一部として給付することができる。ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみでの利用はできないものとする。

2 助成金の給付額は、給付の対象となる児童・生徒1人につき、月額5千円を上限とする。ただし、フリースクールに係る助成金は、フリースクール以外の学校外教育サービスに係る助成金とは別に、給付の対象となる児童・生徒1人につき、月額5千円を上限とする。

(給付申請)

第6条 助成金の給付を受けようとする者は、市長にインターネットを利用して専用の申請フォームに必要事項を入力して送信（以下「電子申請」という。）するものとする。ただし、運営事業者が別に定める申請書を提出することにより申請することもできるものとする。

(給付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、速やかに給付の承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。

(給付の期間)

第8条 前条の規定により、本事業の給付対象者として給付する期間は、毎年度10月1日から翌年の9月末日までとし、給付対象者として申請した日の属する月から適用するものとする。

(給付の方法)

第9条 助成金の給付は、参画事業者からの助成金に係る実績報告に基づき、申請者が指定する申請者名義の銀行口座に振り込むものとする。

(給付申請事項変更の届出)

第10条 第6条で申請した事項に変更が生じた場合、又は第3条及び第4条に規定する要件に該当しなくなった場合は、速やかに運営事業者を通じて市長に届け出なければならない。

(資格の喪失等)

第11条 第7条の規定による給付の決定を受けた者が、給付期間の全部又は一部において次の各号のいずれかに該当する場合には、その間の給付資格を喪失するものとし、給付資格を喪失した日の翌月以降においては、給付を受けることができない。

- (1) 事実と異なる申請に基づいて給付を受けたとき。
 - (2) 第3条及び第4条の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 助成金の給付を辞退したとき。
- 2 市長は、前項に該当する者に対し、給付停止措置を講ずるものとする。
- 3 市長が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等の事由により支給できなかった場合において、市長が補正を求めたにも関わらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(不当利益の返還)

第12条 市長は、助成金の給付を受けた後に申請者が給付要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により、助成金の給付を受けた者に対しては、給付を行った助成金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(参画事業者の要件)

第14条 参画事業者は、泉佐野市区域内で小学5年生から中学3年生までを対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者(法人、任意団体及び個人事業主)とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる事業者とする。

- (1) 訪問によるサービス提供を行う事業者

泉佐野市内に事業所を有し、かつ、登録又は雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。

- (2) 通信教育によるサービス提供を行う事業者

泉佐野市内に事業所を有し、かつ、法人の事業者とする。

(学校外教育サービスの分野)

第15条 本事業の対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 集団又は個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム。
- (2) 文化活動又はスポーツ活動の練習、稽古等の指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると市長が認めるもの。
- (3) フリースクールで行う学習活動等のプログラム

(参画事業者の登録)

第16条 参画事業者として登録を受けようとする者は、市長に電子申請しなければならない。

- 2 市長は参画事業者として登録を受けようとする者から前項の申請があったときは、その内容を審査して、登録の承認又は不承認を決定し、申請者に通知するものとする。

(参画事業者の遵守事項)

第 17 条 参画事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 本事業の趣旨を理解し、良質な学校外教育サービスを提供するとともに、当該サービス提供に際しての利用者の安全を確保すること。
- (2) 利用者及びその保護者の個人情報の保護について、万全を期すこと。
- (3) 出席及び指導状況を記録し、市長が求めた場合にはその記録を開示し、提供すること。
- (4) 偽りその他の行為によって不正に第 23 条の規定による報告を行わないこと。
- (5) 本事業の効果測定のために、市長が運営事業者に委託して実施する調査に協力すること。

(調査等)

第 18 条 市長は、参画事業者の提供する学校外教育サービス内容に関して、必要があると認めるときは、当該参画事業者の説明を求め、又は実態を調査することができる。

(参画事業者登録の取消し)

第 19 条 市長は、参画事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条の参画事業者登録を取消することができる。

- (1) 第 14 条の規定による参画事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第 15 条の規定による学校外教育サービスが提供されていないことが確認されたとき。
- (3) 第 17 条の規定による参画事業者の遵守事項に違反したとき。
- (4) 前条の規定による調査等を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (5) 不正の手段により第 16 条の参画事業者登録を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 参画事業者として、この要綱に定める提出すべき書類を提出しないとき。
- (7) その他、参画事業者に公序良俗に反する行為があったとき。

(参画事業者登録事項変更の届出)

第 20 条 参画事業者は、第 16 条で申請した事項を変更するときは、事前にその旨、運営事業者を通じて市長に届け出なければならない。

(参画事業者登録抹消の届出)

第 21 条 参画事業者は、参画事業者登録の抹消を希望するときは、その旨、運営事業者を通じて市長に届け出なければならない。

(参画事業者登録の抹消)

第 22 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 16 条の参画事業者登録を抹消するものとする。

- (1) 前条に規定する抹消の届出があったとき。

(2) 第 19 条に規定する登録の取消しを行ったとき。

(助成金に係る報告等)

第 23 条 参画事業者は、第 7 条の規定において給付の承認を受けた給付対象児童・生徒本人に、実際に提供したもしくは提供する学校外教育サービスの対価の全部又は一部として徴収した月謝等を、徴収月の翌月 7 日までにインターネットを利用して専用の申請フォームに必要事項を入力し実績報告するものとする。

2 運営事業者は、前項の報告内容について、第 11 条に規定する資格の喪失等がないかを確認し、毎月 14 日までに助成金の内訳等について、市長に報告するものとする。

3 市長は、前項により報告を受けた内容が適正であると認められる場合は、速やかに助成金を給付するものとする。

4 運営事業者、申請者、参画事業者、市長は、お互いの届出及び通知並びに報告等については、可能な限りインターネットを活用して行うものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要なことは、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行し、令和 5 年 10 月分から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。